

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年11月29日(水) 午前9時30分から午前10時05分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席14名、欠席5名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、 4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、 7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、 11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、 17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 欠席委員：10番猪又正巳委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、 16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席15名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査(書記)</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	<p style="text-align: center;">議長</p> <hr/> <p style="text-align: center;">12番 委員</p> <hr/> <p style="text-align: center;">13番 委員</p>

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.11 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.46～No.79 34件

報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.804 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3026 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5033 1件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.167～No.235 69件

議 第4号 農用地利用集積等促進計画案について
No.8～No.9 2件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程について
・12月26日(火) 9:30～ 定例総会

2 その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、10 番猪又正巳委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤正機委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の5名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔異議なし〕と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p> <p style="text-align: center;"><報告第1号 農地の休耕及び増反届について></p>
議長 林主査	<p>報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。1頁をご覧ください。 11 番上早川地区、大平地内の4筆508㎡、中川原新田地内の1筆19㎡合計5筆527㎡について、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>46番から49番については、下早川あわら地区の圃場整備に伴う解約となります。</p> <p>50番下早川地区、清水山地内の4筆925.76㎡について、貸付人の意向により解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>51番から66番までは西海地区羽生・平牛地内で同じ借受人となりますが、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>67番糸魚川地区、南押上2丁目地内の3筆1,413㎡について耕作に不便なため解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>68番糸魚川地区、寺島3丁目地内の1筆885㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>69番糸魚川地区、寺島3丁目地内の4筆1,574㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>70番から72番については、南寺島1丁目地内で農地転用のための解約となります。</p> <p>73番糸魚川地区、上刈5丁目地内の4筆1,488㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>74番糸魚川地区、上刈5丁目地内の6筆3,096㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>75番大野地区、大野地内の2筆2,058㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>76番今井地区、岩木地内の2筆131㎡について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>77番については今井地区、中谷内・大谷内地内の9筆4,902㎡について圃場整備のための解約となります。</p>

	<p>78 番能生谷地区、鶉石地内の 1 筆 2,910 m²について労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>79 番能生地区、桜木地内の 7 筆 2,520 m²について労力不足のため解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>79 番については、住宅地の中の農地なので草刈りをしたほうがいいのかと思うがどうか。</p>
議長 井上委員	
伊藤主査	<p>住宅地でもあるので、周りへの影響があれば管理してほしいということで草刈りをお願いしていいかと思います。農業委員会へ同様の問い合わせがあった際は、地主の方に草刈りをお願いするよう促しています。</p>
松澤（隆）委員	<p>議案の中で労力不足のため他の方に貸し付けるとある。1,000 m²や 500 m²以上だけでなく、100 m²未満の小さい筆があるが、実際その単位で貸し付けしているものか。</p>
伊藤主査	<p>実際は、中山間地で周りにも大きい田があり、そのまわりに小さい筆がある状況が多く、要は集積といった場合や、自分たちの食べる分だけ耕作している方もおられます。</p>
議長	<p>51 番から 66 番の西海地区の耕作者は多くの田を耕作しておられたようだが、事情を知っているか。</p>
松木委員 伊藤主査	<p>体調を崩し、入院されたようです。</p> <p>以前から耕作をやめる話は聞いており、体調不良を機に解約届が提出されたものです。その後の耕作については、別の担い手の方に引き継ぐ予定で手続き中ですので、耕作していた場所は引き続き耕作がされる見込みです。</p>
議長	<p>その他ございますか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。11 頁をご覧ください。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>804 番能生谷地区、物出地内の2筆 397 m²、崩地内の4筆 650 m²合計6筆 1,047 m²について嵩上げしたいものです。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は市道岩高線沿いの場所にあります。図面の①から③までの田の面の高さを合わせて、作業効率の向上を図りたいものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p> <p>伊藤主査</p>	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。12 頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3026 番、能生谷地区、川詰地内の1筆 68 m²について、所有権移転贈与です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は能免面農道須川下倉線沿いの場所です。譲受人と譲渡人は親戚で、譲渡人は申請地を管理・耕作している譲渡人へ譲り渡したいというものです。譲受人の耕作面積がゼロとなっておりますが、実際は親戚の田を耕作していることです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。議案の13頁をご覧ください。 5033番西海地区、平牛地内の2筆17.98㎡、駐車場敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道古通1号線沿いの場所です。譲渡人は隣接地及び既存建物とともに申請地を譲り受け、駐車場として利用したいというものです。駐車場1台44.15㎡、うち転用面積は17.98㎡、所有権売買です。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、69件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが4件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員退室をお願いします。 〔大島委員退室〕</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>林主査</p>	<p>説明いたします。15頁をご覧ください。 173番下早川地区五十原地内の2筆1,208㎡について、更新となります。 174番下早川地区五十原地内の6筆8,055㎡、上早川地区越地内の1筆1,292㎡合計7筆9,347㎡について、更新となります。 175番下早川地区五十原地内の1筆1,581㎡について、更新となります。 176番下早川地区五十原地内の1筆44㎡について更新となります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔大島委員入室〕</p>
議長 林主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>今月は件数が多いため別紙参考資料をご覧ください。</p> <p>先ほど説明させていただきました4件を含め、167番から235番まで69件となります。</p> <p>規模拡大13件32筆32,190㎡、更新54件132筆118,485.91㎡、農地売買支援事業は、議案の234番、235番で説明しますが、2件3筆3,410㎡合計69件167筆154,085.91㎡です。</p> <p>農地売買支援事業は、議案の28ページをご覧ください。</p> <p>234番、235番です。先月、地権者が機構へ売り渡す議案をご審議いただきましたが、今月は機構が耕作者に売却する議案となります。</p> <p>234番については、下早川地区四ツ屋地内の1筆1,969㎡です。地図No.4をご覧ください。下早川あわら地区のほ場整備に伴う売買です。</p> <p>235番については、釜沢の2筆1,441㎡です。地図No.5をご覧ください。西海地区、田中・中条のほ場整備に伴う売買です。</p> <p>農地売買支援事業は農地中間管理機構が間に入り土地の売買を行うもので、メリットとしましては、税の優遇措置を受けることができることや、登記を機構が代行してやってくれることなどです。通常だと圃場整備が終了しないと登記ができないため、登記までに数年を要しますが、この事業ですと圃場整備の事業中に名義変更が可能となり、事業完了まで登記を待たなくて良いことがあげられます。デメリットとしましては、耕作する方の経営面積や団地を形成しなければならない等の要件のハードルが高いことが挙げられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 林主査</p>	<p><議第4号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。説明いたします。 今年の5月にも議案としてありましたが、農地中間管理機構を通じた契約の耕作者変更となります。議案の29頁をご覧ください。 8番西海地区、羽生地内の2筆2,589㎡について耕作者の変更を行うものです。 9番西海地区、羽生地内の5筆4,908.31㎡について8番と同じく耕作者の変更を行うものです。 契約の終期につきましてはもとの契約を引き継いでおります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について ・12月26日 火曜日 9時30分～ 糸魚川市民会館3階会議室</p> <p>2 その他 他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>